

公益通報等に関する規定に関する Q&A (案)

1.定義関係

Q1 公益通報の定義において、「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは、どのようなことをいうのですか。

A1 以下のようなものをいいます。

- ①通報をネタとして金品授受を得ようとするなど、本学園との信義誠実の関係に反し、公序良俗に反する形で自己又は他人の不当な利益を図る目的 **(不正の利益を得る目的)**
- ②本学園の他の職員などの他人に対して、信用の失墜等その他の有形無形の損害を加える加害目的 **(他人に損害を加える目的)**
- ③信義誠実の原則や公序良俗に反する目的の通報など社会通念上違法性が高いもの **(その他の不正の目的)**

Q2 公益通報の定義において、「通報対象事実がまさに生じようとしている」とは、どのような場合をいうのですか。

A2 通報対象事実が発生する危険性が極めて高い状況を指しますが、単純に時間が切迫しているというのではなく、発生するまでは時間的な余裕はありますが、『いつ』、『どこで』、『誰が』、『何を行う』等の事実が確定している場合も含まれることになります。

Q3 「通報対象事実」から除外されるものは、どのようなものがあるのですか。

A3 公益通報は、犯罪行為又は行政処分の対象となる法令違反行為の事実の通報に限定しています。民事法違反及び各種基本法の努力義務違反などの事実については、公益通報の対象事実から除外され、『公益通報等に関する規定』による通報の処理及び公益通報者の保護の適用を受ける通報には該当しません。

Q4 『受領』と『受理』の違いについて教えてください。

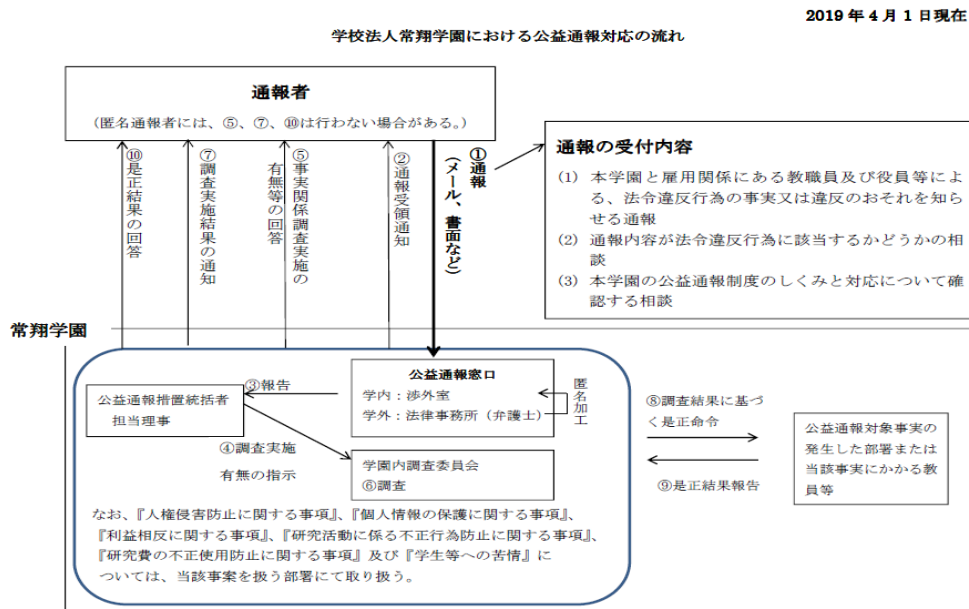
A4 『受領』とは、公益通報をしようとする者からの相談及び通報を受ける（「受理」を除く）ことをいいます。

『受理』とは、法に定める要件を満たす公益通報として、必要な調査を行うものとして受け付けることをいいます。

2.通報対応の体制関係

Q5 学園における公益通報処理の管理体制はどのようになっていますか。

A5 学園における公益通報処理の管理体制は下図の通りです。



Q6 誰でも通報・相談できますか。

A6 通報・相談ができるのは、以下になります。

- ① 学園と雇用関係にある職員
- ② 学園への派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律〈昭和60年法律第88号〉第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）
- ③ 本学園が設置する学校、大学に在学する学生又は生徒
- ④ 学園の取引先の労働者

Q7 どのような事例が通報・相談の対象となりますか。

A7 公益通報等に関する規定で定める法令違反事実は、次に掲げるものになります。

- ① 法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- ② 教職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- ③ その他、法人の事業に係る不正な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

ただ、ここでいう「事実」には、教職員が、学園が行う業務に従事する場合の行為をいい、例えば、教職員が自家用車を運転中に速度違反を行ったなどの学園と全く無関係な私生活上の法令違反行為については、その対象となりません。

また、苦情やクレームも対象となりません。これらは、現状通り苦情やクレームの内容に応じてその内容を所管する部署で対応させていただくことになります。

Q8 公益通報窓口に対する公益通報又は相談は、どのような方法で行えばいいのですか。

A8 公益通報窓口に対する公益通報又は相談は、以下の URL にある所定様式による電子メール、ファックス、郵便の3つの方法があります。なお、公益通報の手続きに関する相談については、電話でも行うことができます。

所定様式の URL : <http://www.josho.ac.jp/official/pdf/001.docx>

Q9 公益通報は、匿名で行うことはできるのですか。

A9 公益通報を匿名で行うことは可能ですが、調査結果の通知等ができないため、できる限り実名での通報をお願いします（通報対象事実の調査にあたっては、通報者が特定されることの無いように十分に配慮します。）。なお、匿名の通報の場合は、通常は通報者本人が特定されず、不利益な取扱いを受けないため保護の対象になりません。通報時には匿名でも、何らかの事情により、通報者本人が特定され、解雇その他の不利益な取扱いを受けた場合には、保護の対象になります。

Q10 通報の際の注意点について教えてください。

A10 公益通報者保護法では、通報者に対し、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないように努めなければならないと規定されています。真実でないことが、報道等を通じて、広く知られてしまうと、個人や事業者に対し取り返しのつかない損害を与えてしまうこともあり得ますので、通報を受ける側の通報内容の取り扱いはもちろんのこと、通報者も通報の際は事実関係をきちんと整理していただくなど十分な注意が必要です。また、「法令違反事実」に該当するか否かを判断（委員会において受理及び不受理の審査を行います）できる程度に、そして、その後の調査や是正等が実施できる程度に具体的な事実を提供してください。

Q11 通報者が誤って、「通報窓口」ではなく、別の部署に相談等の連絡をしてきた場合はどのように対応すればいいですか

A11 公益通報等に関する規定では、「通報窓口でないにも関わらず、通報者等から誤って通報等を受けた役員および職員は、通報窓口連絡し、または当該通報者に対し通報窓口へ通報等を行うように助言しなければならない。」と定めています。

そのため、相談を受けられた教職員等は、公益通報窓口

(<http://www.josho.ac.jp/official/kouekitsuuhou.html>)にある連絡先を通報者にお伝えください。なお、応対で通報者から聞いた通報内容の口外はしないでください・

Q12 調査責任者より内部通報事案について、事実関係の調査協力を求められましたが、協

力しなければなりませんか。

A12 公益通報等に関する規定では、「被通報者を含め、被調査者は、調査等に協力をする義務を負うものとする。」と定めています。そのため、長期入院中で協力がどうしても困難である場合など、よほどの事情がある場合を除き、調査に協力をお願いします。

Q13 ハラスメントに対する相談についても、受け付けていますか。

A13 受け付けていますが、ハラスメント等以下に定める事実については、専門の窓口を設けていますので、当該窓口への通報、相談になります。詳細は以下の Web サイトの『公益通報窓口』にある『公益通報等に関する規定が指定する他の通報窓口』をご確認ください。(他の窓口掲出 Web サイト:<http://www.josho.ac.jp/official/kouekitsuuhou.html>)

- ① 人権侵害防止に関すること
- ② 個人情報の保護に関すること
- ③ 利益相反に関すること
- ④ 研究活動に係る不正行為防止に関すること
- ⑤ 研究費の不正使用防止に関すること

3.不利益な取扱の禁止

Q14 通報を行った後に大学（職場）から不利益な取り扱いを受けた場合は、どうすればよいですか。

A14 公益通報等に関する規定では、公益通報を行ったことを理由として、通報者に対して、解雇、減給、その他の不利益な取り扱いを行ってはならない（派遣労働者について、派遣契約の解除その他の不利益な取り扱いを行ってはならない）としています。もし、大学（職場）から不利益な取り扱いを受けた場合は、まずは「通報窓口」までご相談ください。その相談内容に基づき調査を行います。その結果、通報者に対する不利益な取り扱いおよび嫌がらせが確認された場合、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、当該行為者が職員等の場合は、学園諸規定を適用して、所定の手続きを経て処分を行うこともあります。

Q15 不当要求行為があった場合、どうすればよいですか。

A15 不当要求行為があったと認めるときは、まずはこれを拒否するとともに、その内容を記録（書面のほか、音声記録、録画等）しておいてください。その後、「通報窓口」までご相談ください。

当該報告を受けた後、学内の委員会で審議し、不当要求行為があったと認める場合には、不当要求行為の行為者に対して、書面による警告、捜査機関への告発その他不当要求行為を中止するために必要な措置をとることになります。なお、必要な措置をとったにも関わらず、それでも不当要求行為がおさまらない場合は、その旨を公表する措置をとることも

できます。

4.その他

Q16 公益通報をした後は、通報内容についてどのようにして、改善が行われるのですか。

A16 通報を受領した後、公益通報内容についてどのような措置を行うか検討し、事実を確認するための調査の実施の有無について、通報者に通知します。（事実関係調査実施の有無の連絡）

調査は調査委員会が行います。調査終了次第、調査結果を通報者に通知し、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置を講じ、又は学園設置各学校の学校長に対し是正措置を講じることを命じます。その後、是正措置等の結果については通報者に報告するという流れになっています。（『Q5 学園における公益通報処理の管理体制はどのようになっていますか。』で回答した『学校法人常翔学園における公益通報対応の流れ』でも確認いただけます。）